

『太平記理尽鈔』のことなど

——『太平記』研究史の一章——

加 美 宏

一

中世末期の十六世紀後半から近世初頭の十七世紀前半は、『太平記』に対する関心の高まりと、その広範な流布を背景として、『太平記賢愚抄』『太平記鈔』という二つの本格的な注釈書が相次いで著作・刊行されたという点で、『太平記』研究史上、画期的な意味を持つ時期であることについては、すでに旧稿^①において述べたところである。

この二つの注釈書は、とくに『太平記』が好んで引くところの漢語や漢土の故事・説話について、その典拠の博搜や考証に大きな成果をあげているが、そうした注釈そのものの学問的な追求のほかに、『太平記』の序章や名称の問題にふれる形で、ともに『太平記』の本質とすべきものを把握・規定しようとする意欲をみせている点

『太平記理尽鈔』のことなど

が注目されよう。

まず『賢愚抄』^②であるが、その著者乾三は、『太平記』序の注解の後に、「謹按スルニ」という書き出しで、「太平記ハ是君主ノ明暗・臣下ノ善悪ヲ録ス、蓋シ後代ノ亀鏡ニナサシメン為也」と『太平記』の本質を明確に規定し、「君臣タル者豈此書ヲ読サルヘケンヤ」とする。そして、『太平記』は四十巻の大冊であるが、その「大綱」は、わずか数行の「序」に「粲然トシテ」提示されていると説き、『太平記』の制作目的は、「元亨建武ノ治乱ヲ監テ、後代君臣タル人、私欲ヲ忘レテ万民ヲ撫育シ、国家ヲ安泰ニ成シメン為」であるから、とくに「序」の中の「前聖慎而得垂法於将来也、後昆顧而不取誠於既往乎」という両句こそ「此序ノ面目、此書之大綱也」としているのである。

ここに強調されているのは、(一)、『太平記』全巻の「大綱」は、

「序」に明確に集約されていること、(二)、『太平記』の本質は、南北朝動乱期における君臣の明暗・善悪を記して、後代の人々に君臣のあり方を示す歴史の鏡であるとしていること、の二点であるといえよう。

『太平記』序に示された理念が、果して全巻に貫徹しているかどうか、また右のような儒教道徳的なとらえ方で、『太平記』の本質が把握し得るかどうかが、議論のわかれるところであろうが、少くとも、初めて序文の思想を『太平記』を貫く基本理念としてとらえようと試みていること、『太平記』の重要な側面を抽出して本質論を展開しようとしていることなどは高く評価すべきであろう。

天文十二年(一五四三)に、近江の僧乾三によって著わされ、慶長十二年(一六〇七)に古活字版で刊行された『賢愚抄』に対し、慶長十五年(一六一〇)、京都要法寺の学僧世雄房日性によって著述・刊行されたと考えられる『太平記鈔』の場合は、『太平記』序の注釈の冒頭において、『太平記』という書名について、次のような議論を展開している。

太平トハ天下静謐ノ語ナリ、何トテ四海ノ乱逆ナル事ヲ記シテ太平トハ云ヘルソヤ、此ハ底ノ意ハ代ノ乱ヲソシタル義ナリ、此レヲ風スルト云ナリ、異朝ニモ此ニ似タル事アリ、唐ノ玄宗帝ノ時ハ禄山カ乱アリテ四海穏ナラス、主上モ蜀ノ国ヘ潜幸アツテ諸人ノ歎キ深カリケレトモ太平天子ナト詩ニモ作レリ、是モ底コ、ロハ譏タル義ナリ、

全国的な動乱の記述に終始しているといっている作品に、なぜ『太平記』という題名が付けられているのかという問題は、明治の史学者萩野由之氏が、『太平記』の五大不思議の筆頭に挙げているように、『太平記』の本質や主題を、どのようにとらえるかという問題とも関わる、『太平記』研究の一課題であり、これまでさまざまな解釈が行われてきたが、現在においても必ずしも定説を得ているとはいえないものである。『太平記鈔』は、こうした『太平記』研究の重要課題を最初に提起し、それに一つの解釈を提示しているわけである。

『太平記鈔』の解釈は、乱世を風刺し、遠まわしにそしめるために、あえて「太平」の語を用いたというものであり、反語もしくは忌詞的な書名説として、近代においても坂井衡平^④氏や後藤丹治^⑤氏に支持され、現在も一つの解釈説として認められているものである。

二

右にみたように、中世末～近世初にあらわれた『太平記』の両注釈書が、単に要語・難語句の注解に止まらず、序章や名義の解釈という形で、『太平記』の本質論に及んでいるのは、この期の注釈家が、枝葉ばかりでなく、根幹を把握しようとする姿勢をもって『太平記』と対していたことを示すものであるが、こうした姿勢は、注

釈書ばかりでなく、ほぼ同じ頃に流布しはじめたと思われる『太平記』の評判書『太平記評判秘伝理尽鈔』にも認めることができるのである。

『理尽鈔』⁶⁾は巻第一の冒頭に「名義并来由」という一項を掲げて、『太平記』の書名・成立・作者などについて記しているが、その中で、名義に関する伝承や、その解釈を提示している。それによると、『太平記』の書名は、『安危来由記』『国家治乱記』『国家太平記』『天下太平記』と、四度の変改があったとし、それぞれの書名の由来につき、例えば、「初云、安危来由記ト、心ハ約序語也、一部ノ都合、皆安危来由ヲ記シテ、後昆ノ誠トス、是故ニ謂也」といったように説明を加えている。そして、三番目の『国家太平記』の箇所では、「太平ト云事ハ、当時ノ祝イハヒ也、南朝ノ正平ノ作者、如是称ス」と述べ、四番目の『天下太平記』については、「応安戊申、細川武藏入道常久申ス、此書ノ号、捨南朝之治乱等号、当代ヲ賀シ奉ランニ於テハ、何謂ニ国家哉、同ハ天下太平トコソ有ラマホシケレト申サレシヨリ、時ノ学才ノ人等、号ニ天下太平記也」と記している。

ここでは、『太平記鈔』とは異なり、「太平」の語は、「当時ノ祝」であり、「当代ヲ賀」するものであるという、本来の語義に即した解釈がなされており、『太平記』は、天下の太平なることを祝賀し

『太平記理尽鈔』のことなど

て名付けられたということになるわけである。

『理尽鈔』がこうした書名の解釈説を提出しているのは、おそらく『太平記』作者の一人で南朝方に属していた者が、正平年中（一三四六〜六九）に、『国家太平記』と名付けたのを、細川常久（頼之）が、応安元年（一三六八）に、「国家」では南朝の国家にひきつけられることをきらい、広く天下の太平を賀して『天下太平記』と命名したと述べていることと関わりを持つものと思われる。

『太平記』の巻末を見ると、右の応安元年の前年にあたる貞治六年（一三六七）に、細川頼之が執事職につき、幼い三代將軍義満をよく補佐したので、同族はもちろん外様の者まで、みな心服して、「中夏無為ノ代ニ成テ、日出カリシ事共也」と、大平の代を寿いで結ばれており、この結びを重視すれば、『理尽鈔』の説のように、『太平記』の書名が、頼之によってもたらされた、貞和末年から応安年間における天下の太平を祝賀して名付けられたとする見方も成り立つわけである。

この『理尽鈔』の太平祝賀説は、菅政友氏の「此書右馬頭頼之ヲ武藏守ニ補任シテ執事職ヲ司ルトイヘル段ニテ筆ヲトドメタリ、（中略）其前後近畿ノ地ニハ戦争モ絶エタリシカバ、書名ノ太平モソレ等ニヨレルニヤ」という意見に代表されるように、近代においても支持者の少なくない有力な書名説の一つであったといえる。た

だし現在では、当時の歴史的状況から見ても、『太平記』の全体的内容から判断しても、寿ぐべき太平が存在したと考える者は少ないように思われる。

こうした名義の問題ばかりでなく、「序」の解説においても、『理尽鈔』は、『太平記』の本質把握に独自の見解を示している。『理尽鈔』は、まず「夫太平記ハ、異国本朝往昔ノ是非ヲ顯シテ、後昆ノ誠トセリ」と、『太平記』の大綱を提示する。そして、「文ヲ專トシテ道ヲ行ヒ身ヲ脩ント、人皆嗜シ」上代でさえ、「道ノ道ナルハ稀ニ、無道ノ者ハ多シ」という状態であった。まして「此比ノ人ハ、文ノ名ヲモ不_レ知、況ヤ邪正ヲ弁ヘンヲヤ、国ヲ領スルノ人、如_レ是何ゾイヤシキヤ」とした上で、

此等ニ道ヲ知ラセシカ為、事ヲ狂言綺語ニナゾラヘテ、異国本朝ノ物語ヲ朽木書シ、百歳ノ童蒙ヲシテ、ヲカシキ事、面白キ事ニセサセテ、其善悪ヲ評判シ、大海ノ一滴ニナゾラヘテ、物ノ意ヲ教ヘタランハ、九牛ガ一毛ホドモ、無道ヲ止ル事モヤト計也。其千万ノ思ヲ百十余字ニ暢タル也、一部ノ心皆序ニアリ、可見也、と述べている。

『太平記』という作品が、異国本朝の物語を記して、その是非・善悪を明らかにし、読者に「三綱五常」の道を知らしめ、いささかでも無道の止むことを願って書かれたものであるという『理尽鈔』の見解は、前述した『賢愚抄』の儒教道徳的なとらえ方を出るもの

ではあるまい。

しかし、ここで注目したいのは、『太平記』が、そうした道徳的な目的を持ちながらも、それを表現するに際しては、「事ヲ狂言綺語ニナゾラヘテ」書かれたものであり、「童蒙」にとつて、おかしく、おもしろく読まれるように仕組まれた作品であると述べられていることである。これは換言すれば、『太平記』が一箇の文芸的な作品であるということにほかなるまい。このことは、『理尽鈔』が『太平記』を政道や兵法の面から批判・論評すると同時に、『太平記』に載っていない異伝・裏話の類を多くかかげて、「童蒙」にも興味をそそる『太平記』外伝とも呼ぶべき独自の世界を形成していることともつながるものであろうか。いずれにせよ、『太平記』を歴史書・軍忠録・兵法書としてとらえることの多かった、この時代において、その文芸的な側面を明瞭にうち出しているのは、注目に値する『太平記』観といふべきであらう。

『理尽鈔』の『太平記』序に対する注釈において、もう一つ注目したいのは、「其善悪ヲ評判シ」と述べているところである。「其」とは、「異国本朝ノ物語」を指しているから、『太平記』は、異国本朝の諸物語を記して、その善悪・是非につき、批評し判定した書であるということになるわけである。「評判シ」には、さらに、さまざまに取沙汰するというような意もこめられていようか。かつて

『太平記』の批評的性格に注目し、『太平記』は、南北朝という時代についての評判書であると述べたことがあるが、『太平記評判秘伝理尽鈔』は、まさしく『太平記』のそうした性格を端的にいいあてているといつてよからう。

中世末く近世初にあらわれた『太平記賢愚抄』『太平記鈔』『太平記評判秘伝理尽鈔』の三書が、『太平記』の書名や「序」の部分に解釈を加える形で、『太平記』の本質や性格についての見解を提示していることは、右に見てきたとおりであるが、これらの三書は、そうした面での『太平記』研究に端緒を開いたものとしても高く評価されるべきであろう。

三

ところで、これまで『太平記賢愚抄』『太平記鈔』と並べて、『太平記』の書名や「序」に関する『理尽鈔』の所説にふれてきたのは、同書が上掲の両注釈書の成立した中世末期く近世初頭の頃から世に流布しはじめたとする判断に拠ったものであるが、実は『理尽鈔』の成立時期については、室町中期頃から江戸初期頃までの諸説があつて、未だ定説を得ていない。したがつて、『太平記』の成立や作者などに関する『理尽鈔』の所説に検討を加え、この書の『太平記』研究史上の位置を見定めるためには、その成立時期について、

『太平記理尽鈔』のことなど

おおよその見当はつけておかねばならないであろう。さきに『理尽鈔』の内容・特質などについて考えてみた折にも、同書の成立・作者・伝来などについては、ほとんどふれることができなかつたので、ここで、それらの問題に関する卑見を述べておきたいと思う。

まずはじめに、この書の書誌的な事項に簡単にふれておくこととする。旧稿^⑧でもふれたように、本書には、内閣文庫・尊経閣文庫・天理図書館・大阪府立図書館・島原松平文庫など、各所に写本が伝わっており、版本としては、正保二年版(一六四五)・寛文十年版(一六七〇)・無刊記版の三種がある。写本のうち、内閣文庫蔵本・尊経閣文庫蔵三十一冊本には、明暦二年(一六五六)四月という書写年代が明記されているが、もっと古い書写と思われるものもいくつか存在する。今井源衛氏らによる「秋月郷土館「黒田文庫」報告」^⑨に、黒田文庫所蔵の『理尽鈔』写本について、「序、跋、奥書き等の類一切備わらぬが、各半丁十行、漢字カナ交りの書体は明らかに近世極初期の筆勢を伝えており(後略)」と記されているように、この黒田文庫本や、尊経閣文庫の三種の写本などは、近世もごく初期の筆であることは、まずまちがいあるまい。

ところで本書の卷四十卷末には二つの奥書が付載されている。一つは「今川駿河守入道心性」が、「名和肥後刑部左衛門」に対して、この『理尽鈔』を三か年にわたつて伝授され、全巻筆写を許された

ことを感謝して「謹上」した「文明二年八月下旬六日」付の書状風奥書であり、もう一つは、「大運院大僧都法師」が、二十年前、名和長俊（年）の遠孫「名和正三」から、本書を「受読」し、それを唐津城主寺沢広高に三か年を要して伝授したことを述べた「元和和八年曆仲夏上澣三糞」付の奥書である。^⑥

前書の奥書に従えば、本書は、応仁の乱の最中である文明二年（一四七〇）八月には成立していたことになるが、この奥書に登場する今川・名和兩人の実在や、その間にあったという伝授・書写許可の事実などを証するものは、今のところ見つからない。『理尺鈔』の本文中には、永正七年（一五一〇）までの記事が存在するという島田貞一氏の指摘^⑦もあり、この奥書の内容は、秘伝書にありがちな仮託、或いは「偽飾」^⑧と解する研究者が多い。

後者の奥書に登場する「大運院大僧都法師」なる人物は、近世初頭に実在し、大運院陽翁、或いは法華法印などと称して、各地で本書の宣布や、講釈活動などに大きな役割を果たしていることが傍証^⑨されるところから、本書の成立も、ここに見える元和八年（一六二二）前後あたりとみなす見解が、これまで支配的であったといえる。

これに対して、古くは和歌森太郎氏^⑩が、室町後期成立説を提唱されていたが、最近も長谷川端氏が室町期成立説を発表された。長谷

川氏の翻刻・紹介された永青文庫蔵『太平記抄抜書』は『理尺鈔』の抜書であるが、これについて氏は、「室町後期の書写といっても差支えない本書の出現によって、『理尺鈔』の成立を「文明二年八月下旬六日」とすることはとても出来ないにしても、現在一般に考えられている江戸初期を遙かに遡るものであることは確かである」といわれている^⑪。さらに氏は、『理尺鈔』の拠った『太平記』が、卷二十までは、流布本ではなく、その一つ前の梵舞本に近い伝本であることを確認された上で、「案外、文明に近い時代に作られているのかも知れません」ともいわれている^⑫。

傾聴すべき所説であるが、氏の説が定説化されるためには、なおいくつかの手順を要するに思われる。その一つは、『理尺鈔』の本文を精査して、成立にかかわる内部徴証をさぐることである。この書の本文が膨大な量にのぼるだけに、前記島田氏の指摘されたような徴証が、なお見つかる可能性は残されている。成立の問題ではないが、作者説についていえば、冒頭の「名義井来由」では、『太平記』卷二十の作者にふれていないが、本文中に、「此卷ハ玄恵等カ書ケレバ」（卷二十一「義貞首懸獄門事付勾当内侍事」とあって、作者説に加えることができるというような例も見られるのである。

もう一つは、『理尺鈔』の写本や、同書に関する記録などで、確実に江戸期以前と見られるものが存在するかどうか、探究してみる

ことである。今のところ、そうしたものとしては、前記長谷川氏の紹介された『太平記抄抜書』以外には見つかっていないようであるから、室町期に成ったとしても、「秘伝」の書として、文字通り秘蔵して伝えられ、江戸期の初頭に至って、大連院陽翁らの手によって、はじめて世に広められ、大きな影響力を持つようになったとみるのが、あまり無理がないように思われる。

「評判」という様式は、どちらかといえば近世期のもののように思われるし、近世に根強く存在した、『理尽鈔』は、名和昌三が伝えたことをもとに、法華法印（大連院陽翁）が著作したものであるという所伝（『本朝世事談綺』『卯花園漫録』など）も、実質的にこの書を世に出した人物という点では、当たらずといえども遠からずというべきであろう。そうした観点から、『理尽鈔』は、一応、中世と近世の交前後に世にあらわれ、実際上の影響力を持ちはじめたものと見て、『太平記』研究史の上にも位置づけてみたいと考えている。

四

いずれにせよ、『理尽鈔』の、はじめの奥書に出てくる「今川駿河守入道心性」「名和肥後刑部左衛門」という人物や、「文明二年八月下旬六日」という日付は、仮託されたものである可能性が強いと

『太平記理尽鈔』のことなど

思われるが、それでは、こうした人物や時期になぜ仮託されたのかという点については、従来あまり追求されることがないようである。これらについては、それなりの理由が考えられなくもない。今川・名和両氏が、ここに登場するのは、両家が『太平記』と因縁浅からぬ一族とみなされていることや、名和長年が、楠木正成語録の引き出し役として、『理尽鈔』に頻繁に登場する重要人物の一人であることなどと関わりがあるのではないかという推測は、すでに旧稿^⑧において述べたが、この問題について、二、三補説しておきたいと思う。

まず『理尽鈔』奥書の「今川駿河守入道心性」という未詳の人物であるが、彼については、了俊らの父で、駿河守であった今川範國が、入道して法号を心性といったことが思いあわされる。もちろん、この心性（範國）は、至徳元年（一一三四）に没しており、文明二年頃の今川駿河守は、範國から五代後胤の義忠（法号宗公）に当たっていて、心性＝心性でないことはいうまでもない。しかし、心性＝心性は、シンショウないしシンセイと同音であり、心性は、足利一族の有力大名としての今川氏の基礎を固めた人物であり、了俊の『難太平記』にもしばしば登場しているばかりでなく、兵法や武家故実に精通し、射芸に達していたことなどの点を思いあわせると、この心性からの連想によって、兵法秘伝書の性格を持つ『理尽鈔』

の伝授者・書写者として、今川駿河守入道心性なる人物を創出して
 仮託した可能性も考えられるのではなからうか。

一方、名和氏の方は、『理尺鈔』の二つの奥書をあわせてみると、
 「名和肥後刑部左衛門」「名和昌三」と、代々その家に同書を秘蔵
 して伝えてきたとされているわけであるから、『理尺鈔』との関わ
 りは、今川家よりもはるかに深いことになる。『理尺鈔』を見ると、
 名和長年は、正成語録の引き出し役として登場回数多きが目立つ
 ばかりでなく、「長俊（年）が智謀最^トヨシ」（巻十七「内野軍事」）
 と賞讃されたり、彼の討死が、『太平記』が描くような、女童部の
 批評を気にしたためではなく、天下の大勢を見きわめた上で、正成
 の後を追ったものであると弁護する（巻十七「長年討死事」とい
 うように、おおむね好意的にあつかわれている。こうした点からみ
 ると、『理尺鈔』には、名和氏の家伝が利用されるとか、名和氏の
 関係者が作者圏に近かったとかいった可能性は考えられるのではな
 からうか。しかしまた一方で、『理尺鈔』には、例えば「評云、長
 俊只愚ナルアラエビスニヤ、少モ事ノ意ヲ不弁男子ナルベシトナ
 リ」（巻十四「官軍手分ノ事」）「評云、有^レ勇非^レ勇、数万騎ノ敵ノ
 中ヲ打破テハ参内仕間敷ソ、無^レ謀無^レ忠無^レ義」（巻十四「長年帰洛
 事」というように、長年にきびしい批判を加えているところもあ
 り、名和氏以外の第三者的立場の人（例えば大連院陽翁のごとき人

物）の手が加わっていることもたしかであろう。

『理尺鈔』を伝えていたという「名和肥後刑部左衛門」もわから
 ない人物であるが、伯耆の土豪名和長年の嫡男義高が建武年間に肥
 後国八代庄の地頭職を拝領し、その子顯興以後、名和氏は肥後に土
 着しているから、彼が肥後刑部左衛門を名乗っているのは、うなず
 けるところである。

ところで、足利氏の一族で、北朝方の重鎮であった今川氏と、南
 朝方の忠臣として知られる名和氏とは、本来、対立的関係にあった
 はずであるが、例えば、『系図纂要』清和源氏十二、今川氏の項に、
 今川貞世（了俊）の子貞継が名和氏を名乗ったことが記されている
 ように、今川了俊が建徳元年（一三七〇）から二十五年間にわたっ
 て九州探題に任じ、ほぼ全九州を統括している間に、肥後に土着し
 ていた名和氏との間にも、何らかの融和的關係が生じたとも考えら
 れる。まして時代が下り、戦国期前後ともなれば、この両家の者同
 士の間に、秘伝書の伝授・書写許可などの関わりがあったとしても、
 格別異とするに足りないと思なされていたのではあるまいか。

次に奥書の「文明二年八月下旬六日」という年次であるが、これ
 についても、従来、仮託された年代であろうといわれても、なぜ
 その日付に仮託されたのかという問題が問われることはなかったよ
 うである。

この文明二年八月二十六日という日付が設定された理由を明らかにする直接的な資料は見当らない。しかし、この日からちょうど一年後の文明三年八月二十六日が、南朝「大覚寺統の皇胤小倉宮の王子（後龜山天皇の孫といわれる）が、応仁・文明の乱の一方の側である西軍に迎立されて上洛した日に当るのは、全くの偶然であろうか。

文明二年（一四七〇）は、応仁・文明の大乱が京都から地方に拡大しはじめた時期にあたるが、『大乘院寺社雑事記』によると、この年の三月八日には、紀州において、南朝の遺臣が小倉宮の王子を奉じて拳兵し、五月十一日には、西軍の諸将が、この王子の擁立を決めている。これは東軍が天皇・上皇を擁しているのに対抗して名分を求めたものであるが、小倉宮の王子は、「明応」の年号を定めたり、「南帝」と号したりしていたから、一時的にしろ、南北朝内乱の再現を思わせる状況が存在したことになる。この宮が西軍に迎えられて上洛し、北野松梅院に入ったのが、前記のように、翌年の八月二十六日という日付となるわけである。そして、この日を最後として、小倉宮の王子の消息は全く不明であり、後南朝も、歴史の表面から姿を没してしまふ。

『理尽鈔』が、南朝の忠臣楠木正成を中心に構成されていることは、旧稿^④においても検証したし、『太平記』の成立に関しても、『理

『太平記理尽鈔』のことなど

尽鈔』は、後醍醐天皇や南朝方の作者（児島高德など）が深く関与している^⑤と主張している。こうした『理尽鈔』の伝授などに関して、仮託する年次として、後南朝の王子が歴史の松舞台に登場する最後の日付が選ばれた可能性は、十分考えられるのではなからうか。文明三年を同二年と錯誤したり、誤記したりするのは、まま見られることである。

以上、小稿では、中世末―近世初に出現した『太平記』の注釈書・評判書（『賢愚抄』『鈔』『理尽鈔』）が、『太平記』の本質や性格を把握しようとする共通姿勢を持つことを指摘し、次いで『太平記理尽鈔』の成立・作者・伝来といった基礎的事項について雑記したが、『理尽鈔』の「名義并来由」などを検討し、同書を『太平記』研究史の上に位置づけることは、別稿にゆずりたいと思う。

注

① 拙稿『太平記鈔』について―『太平記』研究史の一章』（同志社文学）29、昭62・3）を指し、小稿は、その後を承けた『太平記』研究史近世篇の第二章にあたるものである。

② 『太平記賢愚抄』については、拙著『太平記享受史論考』（昭60・5）第一章第三節その二において紹介・検討を行った。

③ 荻野由之氏『太平記』上巻（校註国文叢書第三、大1・12）序。

④ 坂井衡平氏『新撰国文学通史』中巻（大15）。

- ⑤ 後藤丹治氏「日本文学書目解説四室町時代」(『岩波講座日本文学』昭7・3)。
- ⑥ 『理尽鈔』の本文引用等は正保二年版本(国立国会図書館蔵)に拠る。
- ⑦ 菅政友氏「太平記ノ謬妄遺漏多キ事ヲ弁ズ」(『史学雜誌』明23・3)4、のち『菅政友全集』明40・11に収載。
- ⑧ 拙稿「軍記の展開―『太平記』と後期軍記―」(解釈と鑑賞別冊「日本文学新史」所収、昭60・12)。
- ⑨⑩ 拙稿「『太平記評判秘伝理尽鈔』をめぐって」(『日本文学』昭57・1、のち『太平記享受史論考』昭60・5に収載)。
- ⑪ 今井源衛氏ほか「秋月郷土館「黒田文庫」報告」(『語文研究』42号、昭51・12)。
- ⑫ 二つの奥書のうち、文明二年のものは、すべての諸本に存在するが、元和八年のものは諸本によって有無や異同がみられる。
- ⑬ 島田貞一氏「日本兵法学の諸流 楠流兵法」(『日本兵法全集6』『諸流兵法』上所収、昭42・12)。
- ⑭ 中村幸彦氏「太平記理尽抄資料解題」(『日本庶民文化史料集成8』『寄席・見世物』所収、昭51・8)。
- ⑮ 大山修平氏「『太平記読み』に関する一考察―加賀藩におけるその実態―」(『金沢大学国語国文』6号、昭53・3)など参照。
- ⑯ 日本古典文学大系34『太平記』一(昭35・1)の解説など。
- ⑰ 和歌森太郎氏「小島法師について」(『歴史と国文学』昭14・4、のち『修驗道史研究』昭18・1に収載)。
- ⑱ 長谷川端氏「永青文庫蔵『太平記抄抜書』解題」(『中京大学文学部紀要』21の2、昭61・12)。
- ⑲ 長谷川端氏『『太平記』と『太平記評判秘伝理尽鈔』』(『国文学研究資料館講演集8』『軍記物語の展開』所収、昭62・3)。
- ⑳ 注⑨⑩の拙稿。
- ㉑ 浅草見付で、はじめて『理尽鈔』の町講釈を行い、近世における「太平記読み」の初めともいわれる名和清左衛門(のち本姓をはばかって赤松と改姓)が、やはり名和長年の末裔と称していたとされる(『元享世説』―「古事類苑」所引)のも、『理尽鈔』と名和氏との関わりの根強さを物語るものであろう。
- ㉒ 中村幸彦氏蔵『太平記理尽抄由来』(『日本庶民文化史料集成8』『寄席・見世物』所収)には、「名和伯耆守長俊者、楠正成方軍法ノ弟子ニテ、正成討死前ニ、不残太平記ヲ以テ、其軍ノ其場其事ニ付テ、悉ク伝授ス。是ヲ理尽抄ト号シテ、名和家ニ伝フ。」とある。
- ㉓ 同志社大学大学院日本文学特講及び演習Ⅱ(昭和62年度)における院生杉本靖子さんの報告による。
- ㉔ 注⑨⑩の拙稿。